

議案第54号

職員の分限に関する条例の一部改正について

職員の分限に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年9月2日提出

天理市長 並 河 健

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（平成2年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「号給に変更することをいう」の次に「。以下同じ」を加え、「降格することをいう。以下同じ」を「降格することをいう」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（降格の事由）

第2条の3 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。

- （1） 職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
- （2） 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
- （3） 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態が改善されないとき。（前2号に掲げる場合を除く。）

（降号の事由）

第2条の4 任命権者は、職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

第3条第1項を次のように改める。

任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、第2条の3第1号の規定に該当するものとして職員を降格する場合又は前条の規定に該当するものとして職員を降号する場合は、公正で、かつ、客観的な人事評価又は勤務の状況を示す客観的な事実に基づいて行わなければならない。

第3条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は第2条の3第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。
- 3 任命権者は、法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は第2条の3第3号の規定に該当するものとして職員を降格する場合は、当該職員がその職に必要な適格性を欠くと認められる客観的な事実に基づいて行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。